

大玉村定住促進住宅団地造成事業交付金交付要綱

平成27年11月17日

告示第155号

(趣旨)

第1条 この要綱は、定住人口の増加及び人口流出の抑制を図り、もって活力のあるむらづくりを推進するとともに、住環境の整備の促進に寄与するため、村内に住宅団地を造成する事業者に対し、予算の範囲内で定住促進住宅団地造成事業交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、大玉村補助金等の交付に関する規則(昭和60年大玉村規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者とは、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者で、村内において住宅団地の造成事業を行う者をいう。
- (2) 住宅団地とは、新たに一戸建て住宅用地を分譲することを目的として形成される一団の土地をいう。
- (3) 造成とは、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第2条第2号に規定する宅地造成工事等、村長が交付金の対象となる工事として適当と認めた工事をいい、単に分筆、合筆又は地目変更を行ったものを除く。

(交付金の交付対象となる事業及び条件)

第3条 交付の対象は、事業者自らが所有し、村内及び村外の事業者により造成される優良な住宅団地とし、次の各号に該当しなければならない。

- (1) 1区画当たりの面積が165m²以上で、分譲区画が2区画以上であること。
- (2) 戸建て住宅地分譲の開発(予定建築物の用途が一戸建て専用住宅又は一戸建て併用住宅であること。)であり、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路に接道していること。
- (3) 大玉村住宅誘導インフラ整備に関する要綱(平成28年告示第72号)を適用した事業でないこと。

(区域)

第4条 本要綱を適用する区域は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大玉村都市計画マスタープランの土地利用方針において示された都市機能集積集落

エリア

- (2) その他、村長が必要と認めた区域
(交付金の額等)

第5条 交付金は、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 住宅団地の造成を行う事業者に対する交付金の額は、1区画あたり50万円以内とする。
ただし、1事業の上限額は500万円以内とする。

(事業計画の認定申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする事業者は、当該住宅団地の造成に係る工事に着手する前に大玉村定住促進住宅団地造成事業計画認定申請書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 宅地建物取引業法の免許証の写し
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記事項証明書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

(事業計画の認定)

第7条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、定住促進住宅団地造成事業計画認定(不認定)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 村長は、事業計画の認定に当たり、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第8条 前条第1項の規定により認定の通知を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、申請内容を変更又は取下げをするときは、定住促進住宅団地造成事業計画変更(取下げ)承認申請書(様式第4号)により、あらかじめ村長の承認を受けなければならない。

- 2 村長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、定住促進住宅団地造成事業計画変更(取下げ)承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(交付金の交付申請及び実績報告)

第9条 交付金の交付を受けようとする認定事業者は、事業完了後に定住促進住宅団地造成事業交付金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第10条 村長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、定住促進住宅団地造成事業交付金交付(不交付)決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

2 村長は、交付金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(交付金の交付請求)

第11条 交付決定者は、前条の通知を受けたときは、速やかに定住促進住宅団地造成事業交付金請求書(様式第8号)を村長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱、他の法令及び交付金交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付を受けたとき。

(3) 暴力団員(大玉村暴力団排除条例(平成24年大玉村条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)が実質的に経営を支配している等、村長が特に不適格と認めたとき。

(4) その他、村長が適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、交付決定者に対して交付金の返還を命じることができる。

3 村長は、前項の規定により交付金の返還を命ずる場合は、定住促進住宅団地造成事業交付金返還請求書(様式第9号)により交付決定者に通知するものとする。

4 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該交付金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第52号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年告示第54号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第70号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年告示第51号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年告示第79号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年告示第61号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第43号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年告示第200号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年告示第92号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年告示第69号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和6年4月1日以降に行われる住宅団地造成から適用する。ただし、令和6年3月31日以前に行われる住宅団地造成については、なお従前の例による。